

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

(厚生労働省告示第二百五十四号、平成十三年七月二十三日)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第三項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成十四年四月一日から適用する。

- 一 地方公共団体、社会福祉法人その他の法人又は被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。以下同じ。）の保護の実績に関し相当の活動実績を有する者であること。
- 二 被害者の一時保護の用に供する施設として特定した施設（以下「委託一時保護所」という。）が、不特定多数の者に開放されておらず、かつ、委託一時保護所に入所した被害者（以下「入所者」という。）の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮した設備を有していること。
- 三 次に掲げる運営が可能な体制にあること。
 - イ 入所者を二週間以上継続して入所させること。
 - ロ 入所者に対して食事（調理のための設備を有する委託一時保護所にあつては、食材を含む。）及び被服を提供すること。
 - ハ 入所者の処遇について、婦人相談所と連携を図ること。
 - ニ 夜間を含め、速やかに入所者と連絡を取ること。
- 四 事前に都道府県と報告徴収等について定めた委託契約を締結していること。